

第6回 地方消費税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成29年10月25日(水) 13時00分～14時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、
持田座長、辻委員、林委員、吉村委員、石井委員、高橋委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
論点の整理
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より論点の整理について、石井委員より委員提出資料について説明を行い、その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)
 - 統計のカバー外の代替指標について、人口で正確に消費を測れるのは都道府県ごとの1人当たり消費支出が同じ場合であり、例えば全国消費実態調査のデータを用いた方が、人口をそのまま用いるよりかなり近い近似ができるのではないか。
 - 基準の精緻化や統計的な知見を入れていくことは決して軽んじられるべきでないが、税として納税者に理解いただく要素も大事であることを踏まえれば、人口は比較的ふさわしい指標ではないか。
 - 代替指標には簡便な指標ということで、これまで人口と従業者数を用いており、やはりこの2つの指標を用いるのがいいのではないか。人口では全てを代替できない部分も当然あり、従業者数も何らかのかたちで残していく方が納得の得られる結果になるのではないか。

- 代替指標として人口を用いる、その比率がかなり高くなることは、やはりそうだろうという意見がある一方、ある程度は従業者数を残した方がバランスがとれるという意見もある。従来、従業者数という代替指標で補完してきた部分が、統計の調査対象の拡大により十分カバーされており、その比率を下げたとしても最終消費の姿と近似しているという説明が必要ではないか。
- 今後の課題として、統計でカバーできる範囲を高めていくことが重要であり、関係機関と協力しながら、将来的に統計の精緻化を進めていくことも必要ではないか。その前提に立てば、統計のカバー外の代替指標は、なるべく簡便で全体を代替できる指標を用いる方がいいのではないか。
- 消費税の本質は、生産活動が行政のサービスから受ける対価として支払うものではなく、個人の消費に対して、その担税力に応じて支払うものである。代替指標として従業者数を用いることは、前者のニュアンスが残ってしまうのではないか。
- 統計のカバー外の産業分類について、都道府県別の個人消費の割合等が不明であることから代替指標を用いて配分を行っているが、今後とも議論を深め、この統計カバー率を高めていくことが必要ではないか。